

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成29年度）

法 人 名	企業年金連合会	根拠法令名	厚生年金保険法	(平成14年4月1日民間法人化)
1. 法人の概要	業 務 の 概 要			
	(1) 中途脱退者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給 (2) 解散基金加入員に支給する老齢年金給付につき一定額を確保するための支払保証事業 (3) 企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業 (4) 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの ① 会員の行う事業についての助言および連絡 ② 会員に関する教育、情報の提供および相談 ③ 会員の行う事業および年金制度に関する調査および研究 ④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業 (5) 国が代行返上基金および解散時特例基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務ならびに老齢厚生年金等の支給に必要な記録の整理に関する事務			
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事
	常 勤	1 人	2 人	人
	非常勤	人	10 人	2 人
2. 事業	平成29年度	平成28年度	28年度比 又は 28年度差 (A/B,A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
(1) 運営費、補助金等	(A)	(B)		
	総収入額	75.2億円	72.8億円	1.03
	補助金等収入額 (①)	0億円	0億円	
	事業による自己収入額 (②)	75.2億円	72.8億円	1.03
	①／②×100 (%)	0%	0%	
	経常的運営費用 (③)	75.3億円	73.0億円	1.03
	①／③×100 (%)	0%	0%	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) (理由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)		
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有・無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有・無
	名 称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額	算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
		円	(決定者) (決定方法)	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有・無	収支状況のインターネットでの公表の有無	有・無
	対価を伴う自主事業の有無	有・無	法人における純利益額	円
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有・無	法人の外注金額	円
	外注しなければならない理由			

	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内容)					
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なればその理由)	((有・無) (内容) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第158条第6項において準用された第121条により、基金の役職員については、公務に従事する職員とみなされており、事務・事業の公平性を担保している。					
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なればその理由)	((有・無) (内容) 企業年金連合会職員就業規則					
3. 機関 (1)役員(除監査役員)	役員選任規程の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	左の規程がない場合、その理由				
	役員の定数	20人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅				
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会員たる厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の理事長及び代表者で組織する評議員会において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者の内から評議員会で選任することを妨げない。					
	役員の任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)			
	在任年齢に関する規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	規定の内容	常勤の役員の在任年齢は原則、満65歳に達した日の属する年度			
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	常勤・非常勤		
理事長	村瀬 清司	H23.8.8	株式会社損害保険ジャパン顧問		常勤		
理事	青柳 俊一	H27.4.2	千葉興業銀行企業年金基金理事長		非常勤		
常務理事	足利 聖治	H27.4.2	社会保険診療報酬支払基金専務理事		常勤		
理事	有光 幸紀	H29.4.4	日本産業機械工業企業年金基金理事長		非常勤		
理事	北島 繁太	H27.4.2	ジェーシービー企業年金基金理事長		非常勤		
理事	小林 英文	H29.7.5	七十七銀行企業年金基金理事長		非常勤		
理事	鈴木 芳久	H21.4.2	全国電子情報技術産業厚生年金基金理事長		非常勤		
理事	高橋 丈晴	H28.4.1	イオン企業年金基金理事長		非常勤		
理事	寺山 信一郎	H29.4.20	鹿児島銀行企業年金基金理事長		非常勤		
理事	濱口 大輔	H21.4.2	三菱商事企業年金基金常務理事		常勤		
理事	藤賀 猛	H29.4.4	マツダ企業年金基金理事長		非常勤		
理事	森川 茂樹	H29.11.1	トヨタ自動車企業年金基金理事長		非常勤		
理事	柳原 良一	H29.7.5	大阪薬業厚生年金基金理事長		非常勤		
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由		同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由					
(該当なし)		(該当なし)					
役員報酬の支給基準	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	インターネットによる公表	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		
役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法				
常勤理事の俸給月額 ・理事長 1,088,000円 ・専務理事 982,000円(該当者なし) ・常務理事 887,000円 ・理事 797,000円 非常勤理事の給与については、出勤日数に応じて日額12,700円を支給		退職時における俸給月額×0.28×在職月数 非常勤役員については支給しない。					
役員会規程の有無	役員会の成立要件			役員会における議決要件			
<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	理事の過半数の出席			出席理事の過半数、可否同数は理事長が決する			
(2)監査役員	監査役員選任規程の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	選任規程がない場合、その理由				
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会員たる厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の理事長及び代表者で組織する評議員会において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者の内から評議員会で選任することを妨げない。					
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由					
	(該当なし)	(該当なし)					
	監査役員の任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)			

	在任年齢に関する規定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	規定の内容	監査役員の在任年齢は原則、満65歳に達した日の属する年度					
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤				
	監事 監事	佐藤 和朗 松澤 巧	H29. 7. 4 H29. 8. 1	全国情報サービス産業企業年金基金理事長 味の素企業年金基金理事長		非常勤 非常勤				
	監査役員報酬の支給基準	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	一般への閲覧提供	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	インターネットによる公表	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無				
	監査役員報酬の支給基準の内容		監査役員の退職金の決定方法							
	非常勤役員については、出勤日数に応じて日額12,700円を支給		非常勤役員については支給しない。							
(3)社団的性 格の法 人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容							
	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無 (内容) 評議員定数の半数以上の出席		<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無 (内容) 出席した評議員の過半数、可否同数のときは、議長が決する。規約の変更は、評議員定数の3分の2以上。							
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）									
	有 (会員である厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の理事長及び代表者において互選された評議員により評議員会を組織している)									
(4)評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容							
	法人外部の者を含めた第三者的性格の機関は設置されていないが、連合会においては議決機関である評議員会が業務実績評価の役割を果たしている。		<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無 (内容) 連合会評議員選挙規程に基づき評議員を選出							
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100)			35%				
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。（平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第157条第2項）								
	評議員選任規程の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	左の規程がない場合、その理由							
	評議員定数	33人	上限と下限の幅がある場合はその幅							
	評議員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由							
	在任年齢に関する規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	規定の内容							
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由									
	(比率) (該当なし) (理由)									
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件						
	<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	評議員定数の半数以上の出席		出席した評議員の過半数						
4. 財務及 び会計	企業会計原則の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名						
(1)会計基準 の適用	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) (余裕金の額) 1.7億円 (運用方法) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成25年政令第74号)第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第54条第1項において準用された第40条の規定に基づく運用							
(2)余裕金の 運用	長期借入金の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無	長期借入金の返済計画の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無				
(3)長期借入 金	長期借入金の確実な返済計画の内容									
(4)引当金・ 特別法上 の引当金										
(5)公認会計 士監査	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)							
	11.2億円		<input checked="" type="checkbox"/> 無 (理由)							
	収支決算額	10,942億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無					

	公認会計士監査を実施していない場合、その理由				
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	有・無	公益法人、株式会社等への出資の有無	有・無	
(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	有・無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	有・無	
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容(未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称				
	所在地				
	資本金				
	事業内容				
	役員の状況				
	従業員数				
	持ち株比率				
	法人との関係				
6. 情報公開		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般的閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
(1) 法人における業務及び財務等に関する公表	定款	有・無	有・無	有・無	
	役員名簿	有・無	有・無	有・無	
	組合員等名簿	有・無	有・無	有・無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無	有・無	有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無	有・無	有・無	
	貸借対照表	有・無	有・無	有・無	
	法律上作成が義務付けられる財産目録及び決算報告書	有・無	有・無	有・無	
	監事の意見書	有・無	有・無	有・無	
	事業計画書	有・無	有・無	有・無	
	収支予算書	有・無	有・無	有・無	
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有・無		有・無	
	役員名簿	有・無		有・無	
	組合員等名簿	有・無		有・無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無		有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無		有・無	
	貸借対照表	有・無		有・無	
	法律上作成が義務付けられる財産目録及び決算報告書	有・無		有・無	
	監事の意見書	有・無		有・無	

	事業計画書	<input type="checkbox"/> 有 無		<input type="checkbox"/> 有 無	
	収支予算書	<input type="checkbox"/> 有 無		<input type="checkbox"/> 有 無	
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)
	名称	<input type="checkbox"/> 有 無		<input type="checkbox"/> 有 無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	<input type="checkbox"/> 有 無		<input type="checkbox"/> 有 無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	<input type="checkbox"/> 有 無		<input type="checkbox"/> 有 無	
	設立年月日	<input type="checkbox"/> 有 無		<input type="checkbox"/> 有 無	
	代表者の職名及び氏名	<input type="checkbox"/> 有 無		有 無	
	主な目的及び事業	<input type="checkbox"/> 有 無		有 無	
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料	<input type="checkbox"/> 有 無			
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有 無	(該当なし)		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	<input type="checkbox"/> 有 無			
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	<input type="checkbox"/> 有 無			
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
	役職、氏名、就任年月日、略歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	有 無	(該当なし)		
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 無	指導監督の実績及びその主な内容		
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	<input type="checkbox"/> 有 無			
(1) 指導監督の実績等	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有 無	指導監督の実績及びその内容		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有 無			
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	<input type="checkbox"/> 有 無	無い場合、その理由		
	当該見直し結果の公表の有無	<input type="checkbox"/> 有 無	無い場合、その理由		
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有 無	無い場合、その理由		

政策評 果を活 用しつ つ、3 ～5年 を目途 に定期的、全 般的な見直し	事務・事業自体の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	所要の措置の結果の公表の有無	有 <input type="checkbox"/> 無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）

(評議員の在任年齢規程が整備されていること)

企業年金連合会は、会員たる各基金によって組織される法人であり、評議員は、会員の代表者において互選することとされている。

基金の大半は、一定の地域ごとの特定業種により組織されており、その代表者は当該業種団体の中核的な役割を担っている者から選任されることが通例である。

また、会員の代表者の在任年齢規程が設けられている例は承知しておらず、評議員の在任年齢を設けることは難しいことから指導監督基準の例外とすることが適当であると整理している。